# 平成25年度

生駒市水道事業会計予算書

奈良県生駒市

平成25年度生駒市水道事業会計予算

#### 議案第9号

### 平成25年度生駒市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度生駒市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数

48, 100戸

(2) 年間総配水量 12,610,000㎡

(3) 一日平均配水量

34, 548 m<sup>3</sup>

(4) 一日最大配水量

42, 000 m<sup>3</sup>

(5) 主要な建設改良事業

新設改良事業 ア

相互融通連絡管整備工事

淹寺中継所建設工事実施設計等業務

真弓浄水場電気設備等改良工事基本設計等業務

山崎浄水場浄水池詳細耐震診断業務

「(仮称)生駒の水スポット」整備事業

老朽水道管更新事業

イ 配水施設整備事業

河川改修に伴う配水管移設工事

ウ 固定資產購入

器具備品購入

水道メーター等購入

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

	. , ,
第 1 款 事 業 収 益	2, 6 2 9, 6 2 7
第1項 営業収益	2, 5 1 1, 7 3 5
第2項 営業外収益	1 1 7, 3 9 2
第3項 特 別 利 益	5 0 0

支 出

(単位 千円)

第 1 款 事業費用	2, 6 2 9, 6 2 7
第1項 営業費用	2, 5 5 8, 1 6 9
第2項 営業外費用	2 7, 4 5 8
第3項 特 別 損 失	4, 0 0 0
第4項 予 備 費	4 0, 0 0 0

## (資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 523,482千円は、過年度分損益勘定留保資金483,482千円及び繰越利益剰余金処分額40,000千円で補てんするものとする。)。

収 入

(単位 千円)

第 1 款 資本的収入				1 6 5, 9 2 7	
第1項	寄	附	金		5 8, 8 5 2
第2項	納	付	金		7 3, 8 0 4
第3項	負	担	金		2, 3 2 5
第4項	分	担	金		3 0, 9 4 6

(単位 千円) 第 1 款 資本的支出 6 8 9, 4 0 9 第1項 建設改良費 6 1 0, 3 3 2 第2項 企業債償還金 1 8, 0 7 7 付 4 0, 0 0 0 第3項 納 金 還 付 1, 0 0 0 第4項 金 子 備 費 2 0, 0 0 0 第5項

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと 定める。
  - (1) 収益的支出における各項間の流用
  - (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に 流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経 なければならない。
  - (1) 職員給与費 366,439千円

(利益剰余金の処分)

- 第8条 繰越利益剰余金のうち40,000千円は、次のとおり処分するものと定める
  - (1) 一般会計納付金

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成25年3月6日提出

生駒市長 山下 真